

**清掃センターからのお知らせ**

**市清掃センター**

祝日のごみ等収集のお知らせ

市清掃センターでは、7月20日(祝)は、通常通り収集を行います。ただし、清掃センターへの直接搬入はできません。詳しくは、ごみ等収集カレンダーをご覧ください。

問い合わせ先 市清掃センター

☎ 22-2734番、FAX 24-7787番

**農家および農地基本台帳申告調査(8・1調査)を行います**

**市農業委員会事務局**

今年度から、8月1日現在における農家および農地の利用状況の調査を行います。

この調査は、農地法にかかる許可申請などの審査や各種証明業務、農業行政関係の1年間の基礎資料などとして必要のため行う調査です。農地を所有または、耕作されている人は、配付される調査表に記入していただき、8月10日(月)までに必ず提出してください。

問い合わせ先 市農業委員会事務局 ☎ 30-6133番、FAX 22-1398番

**児童扶養手当 特別児童扶養手当 今年の手続きをこまめに**

**市子育て支援課**

児童扶養手当は母子家庭などに、特別児童扶養手当は障害児のいる家庭などに、生活の安定と自立を促進するために支給される手当です。これらの手当を受けている人(現在支給停止になっている人も含む)は、それぞれ「現況届」「所得状況届」を期間内に必ず提出してください。この届を2年間提出しないと、受給資格がなくなります。

提出期間

▼児童扶養手当 8月3日(月)～同31日(月)

▼特別児童扶養手当 8月11日(火)～9月10日(木)

提出・問い合わせ先 市子育て支援課(平田町) ☎ 23-9599番、FAX 26-1768番



**国民年金のお知らせ**

**滋賀社会保険事務局**

**国民年金保険料の納付が困難な場合はご相談ください**

国民年金には、経済的な理由で保険料を納めるのが困難な場合に申請すると、保険料の納付が免除、または猶予される制度があります。制度の内容は、次のとおりです。

申請手続きは、市保険年金課、支所・各出張所、または、彦根社会保険事務所国民年金課で行ってください。

**国民年金保険料の免除・猶予制度**

①保険料申請免除

本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると、保険料の全額、または一部の納付が免除されます。承認期間は、原則7月から翌年6月までです。一部納付(4分の1納付、半額納付、4分の3納付)については、保険料の納付がなければ、未納と同じ取り扱いになります。

②若年者納付猶予

30歳未満の人で、本人・配偶者の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。承認期間は、原則7月から翌年6月までです。

**長寿医療制度(後期高齢者医療制度)のお知らせ**

**新デザインの被保険者証を7月に送付します**

新しい被保険者証は、7月中旬に簡易書留郵便で発送します。デザインも変わり、2つ折りにして名刺サイズ、文字も大きくなります。

▼8月1日は、年に一度の被保険者証の更新日です

更新に伴い、現在長寿医療制度に加入している人全員が被保険者証が新しくなります。

▼8月1日からは、今までの被保険者証は使えません

8月1日以降は、今までの被保険者証は使えませんのでご注意ください。

③学生納付特例 学生で、本人の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。承認期間は、原則4月から翌年3月までです。

**水遊び場を開設します**

**市都市計画課**

7月20日(祝)から8月20日(木)まで、外馬場公園(京町二丁目)と多景公園(八坂町、県立大学西となり)に水遊び場を開設します。自由にご利用ください。

開設時間 午前10時～午後4時

**利用時の注意**

☆水遊び場は、幼児を対象にしています。必ず保護者が同伴してください。

☆けがをしないように注意してください。また、絶対に土足で入らないでください。

☆ベットを中に入れてたり、洗ったりしないでください。

☆新型コロナウイルスの感染状況やO157などが発生したときは、閉鎖することがあります。

問い合わせ先 市都市計画課 ☎ 30-6124番、FAX 24-8517番

**平成21年度の保険料の額を7月にお知らせします**

長寿医療制度の被保険者に、平成21年度の1年間の保険料の額や、お支払いの方法をお知らせする通知書を、7月に郵送します。

▼保険料の計算

平成21年度の保険料は、平成20年中の所得に基づいて計算します。

▼特別徴収なら年金から、普通徴収なら納付書か口座振替で

通知書の特別徴収の欄に金額が記載されていれば、年金からお支払いいただきます。

通知書の普通徴収の欄に金額が記載されていれば、納付書か口座振替でお支払いいただきます。

普通徴収は、7月から翌年3月までの毎月、9期に分けてお支払いいただきます。

▼普通徴収の納付書について

保険料の額の通知書と納付書は別々に送付しています。通知書と納付書の到着が前後する場合があります。ご了承ください。

**福祉サービス調整委員をご存じですか - 苦情解決のための相談窓口 -**

相談は無料です。直接または電話で福祉サービス調整委員にご相談ください。

問い合わせ先 市社会福祉課 ☎ 23-9590、FAX 26-1768



「福祉サービス調整委員」は、彦根市が提供する高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉などの福祉・介護サービスを市民の皆さんが利用するなかで発生した不満や苦情を、公平な立場で受け止め、サービス提供者(彦根市や事業者)との間に立って、解決のための話し合いをするものです。

苦情として伝えたいが、直接サービス提供者には伝えにくいこと、また、解決を求めているのにサービス提供者が解決しないなどの問題について、皆さんが気軽に相談できる窓口です。相談内容や相談者の情報については、守秘義務がありますので、安心してご利用ください。

**彦根市福祉サービス調整委員の皆さん(敬称略)**

氏名	住所	電話番号
畑 喜久藏	莊厳寺町233	23-3957
野路井 邦充	馬場一丁目3-7	26-1131
寺村 滋	日夏町2582	28-1511
河合 たまよ	普光寺町659	43-3723

**平成20年度の年間保険料が1,908円(旧社会保険の被扶養者)の人へ**

長寿医療保険に加入する前に、社会保険(国民健康保険以外の健康保険)の被扶養者であった人は、現在、均等割の1割を徴収(9割軽減)しています。しかし、平成20年度の保険料は、国による軽減措置があったため、4月から9月の半年間は保険料をいただいでいませんでした。平成21年度は、この軽減措置がありません。

そのため、平成20年度の年間保険料が1,908円だった人の平成21年度年間保険料は3,817円になります。

年金収入が80万円以下で、そのほかの所得がない場合は、年間保険料が3,817円になります。

問い合わせ先 市保険年金課 ☎ 30-6112番、FAX 21-2220番、滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎ 077-5222-30013番

問い合わせ先 市保険年金課 ☎ 30-6112番、FAX 21-2220番、滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎ 077-5222-30013番  
ホームページ: <http://www.shigakouiki.jp/>